

日医発第1711号（医経）

令和5年12月27日

都道府県医師会長殿

公益社団法人 日本医師会
会長 松本 吉郎
(公印省略)

令和6年度税制改正について

去る12月14日、令和6年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）が公表され、12月22日に閣議決定されましたので、ご報告申し上げます。

本会は、令和5年8月に「令和6年度 医療に関する税制要望」をとりまとめ、厚生労働省をはじめとする関係各方面に要望してまいりました。この間、各都道府県医師会、各郡市区等医師会から、多大なご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

御陰様にて、主に以下の事項が実現することとなりました。

1. 新興感染症対応に関する税制措置

① 改正感染症法の流行初期医療確保措置に係る収入に対する事業税非課税措置等

② 救急医療等確保事業への新興感染症対応（6事業目）の追加に伴う社会医療法人に対する法人税非課税措置の対象の拡充等

2. 地域医療構想実現に向けた不動産取得税軽減措置の延長

3. 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置の存続

4. 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の存続（大綱に記載なし）

詳細につきましては、別添資料をご参照くださいますようお願い申し上げます。

今後も日本医師会は地域医療を支える医療機関の経営の安定化のためにあるべき税制の実現に向け、政府に要望してまいり所存です。

[別添資料]

- 令和6年度 税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和5年12月14日）における
要望実現項目（日本医師会、令和5年12月）
- 参考資料 「令和6年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）」（厚生労働省、
令和5年12月）より抜粋
- 参考資料 「令和6年度 経済産業関係 税制改正について」（経済産業省、令和
5年12月）より抜粋

[参考]

- 令和6年度 税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和5年12月14日）
<https://www.jimin.jp/news/policy/207233.html>

「令和 6 年度税制改正大綱」
(自由民主党・公明党、令和 5 年 12 月 14 日)
における要望実現項目

令和 5 年 12 月

公益社団法人 日本医師会

一 制度の存続

- (1)・社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置
・医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置
(事業税)

【税制改正大綱 121 頁（検討事項）】

- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

【日本医師会税制改正要望】

- 医療機関に対する事業税特例措置の存続
 - (1) 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
 - (2) 医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置の存続

【参考】法人事業税の標準税率（特別法人事業税との合算税率（*1））（現行）

区 分	普通法人 (資本金 1 億円以下)	特別法人（医療法人） (*2)
所得 400 万円以下の金額	4.795%	4.7075%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.261%	6.5905%
所得 800 万円超の金額	9.59%	6.5905%

*1 特別法人事業税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

*2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置

(所得税・法人税)

- ・特例措置の存続が認められた（税制改正大綱に記載なし）。

【日本医師会税制改正要望】

- 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置存続

【参考】社会保険診療報酬の所得計算の特例措置

・対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が5,000万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者は対象外。

・内容

社会保険診療報酬の金額	概算経費率
2,500万円以下の金額	72%
2,500万円超 3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超 4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超 5,000万円以下の金額	57%

二 期限の到来する制度の延長

(1) 地域医療構想実現に向けた税制措置（不動産取得税）の延長 (不動産取得税)

【税制改正大綱 57 頁】

- 医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。

【日本医師会税制改正要望】

- 地域医療構想実現に向けた再編計画に係る不動産取得税軽減措置の延長

【参考 1】 地域医療構想の実現に向けた再編計画に係る税制措置（現行）

①登録免許税軽減措置（適用期限：令和 8 年 3 月 31 日）

医療機関の開設者が、厚生労働大臣が認定した再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づく再編統合のために取得した一定の不動産について、登録免許税を軽減する。

- ・土地の所有権の移転登記 1,000 分の 10 （本則：1,000 分の 20）
- ・建物の所有権の保存登記 1,000 分の 2 （本則：1,000 分の 4）

②不動産取得税軽減措置（適用期限：令和 6 年 3 月 31 日）

医療機関の開設者が、厚生労働大臣が認定した再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づく再編統合のために取得した一定の不動産について、不動産取得税の 2 分の 1 を軽減する。

【参考 2】 再編計画の認定制度

令和 3 年の「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が改正され、医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための 2 以上の医療機関の再編の事業に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるもの（第 11 条の 2 第 1 項）とされた。

三 制度の創設・拡充等

(1) 流行初期医療確保措置に係る収入に対する事業税非課税措置等 (事業税等)

- ・改正感染症法において感染症の流行初期に病床確保と発熱外来に関する初動対応等を行う特別な協定を締結した医療機関に措置される「流行初期医療確保措置」による収入について、社会保険診療による所得と同様に事業税の非課税措置が講じられることとなった。
- ・認定医療法人、社会医療法人、オープン病院事業、福祉病院事業、特定医療法人の収入要件等において、「流行初期医療確保措置」による収入金額が社会保険診療等による収入金額の範囲に含まれることとなった。

【税制改正大綱 93 頁】〈事業税〉

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、同法の流行初期医療確保措置について、事業税の実質的非課税措置の対象となっている社会保険診療に加える。

【税制改正大綱 61 頁】〈相続税・贈与税〉（認定医療法人）

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等における医療法人の移行計画の認定要件のうち社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に同法の流行初期医療確保措置に係る収入金額が含まれることを明確化する。

【税制改正大綱 93 頁】〈法人税〉

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、同法の流行初期医療確保措置に係る収入金額が次の各要件における社会保険診療等に係る収入金額の範囲に含まれることを明確化する。
 - ① 社会医療法人の認定要件のうち社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件
 - ② 収益事業から除外される医師会法人等がその開設する病院又は診療所において行う医療保健業の要件のうち社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金

額の100分の60を超えることとの要件

- ③ 収益事業から除外される無料又は低額な料金による診療事業等を行う公益法人等が行う医療保健業の要件のうち社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件
- ④ 特定の医療法人の法人税率の特例における承認要件のうち社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件

【税制改正大綱 45 頁】〈所得税等〉

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、次の措置を講ずる（次の①の措置については、法人税についても同様とする。）。
 - ① 社会保険診療報酬の所得計算の特例について、対象医療機関に対し支給される流行初期医療の確保に要する費用がその対象となることを明確化する。
 - ② 支払調書及び源泉徴収制度の対象となる報酬・料金等の範囲に、社会保険診療報酬支払基金から支給される流行初期医療の確保に要する費用を加える。

【日本医師会税制改正要望】

- 改正感染症法の流行初期医療確保措置に係る収入に対する事業税非課税措置等

【参考】流行初期医療確保措置

改正感染症法において、感染症医療（感染患者への医療）について、「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」に対する財政支援措置として、「流行初期医療確保措置」が令和6年度より講じられることとなった。「流行初期医療確保措置」は、協定に基づく対応により一般医療の提供を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療を提供することに対し、社会保険診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り行われる財政的な支援である。

**(2) 救急医療等確保事業への新興感染症対応（6事業目）の追加に伴う
社会医療法人に対する法人税非課税措置の対象の拡充等**

(法人税等)

- ・ 社会医療法人について、医療法の改正により令和6年4月1日から救急医療等確保事業に「新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業」が追加されたことに伴い新たな基準が設定された後も、引き続き法人税非課税をはじめとする特例措置を講ずることとされた。

【税制改正大綱 92 頁】〈法人税〉

- 社会医療法人の認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務を行っていることとの要件について、医療法の改正により救急医療等確保事業に「そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療の確保に必要な事業」が追加されたことに伴いその事業に関する基準が新たに設定された後も、社会医療法人を引き続き公益法人等（法人税法別表第二）とし、その行う医療保健業を引き続き収益事業から除外する。

【税制改正大綱 45 頁】〈所得税〉（利子等の源泉所得税非課税）

- 社会医療法人の認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務を行っていることとの要件について、医療法の改正により救急医療等確保事業に「そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療の確保に必要な事業」が追加されたことに伴いその事業に関する基準が新たに設定された後も、社会医療法人を引き続き公共法人等（所得税法別表第一）とする。

【税制改正大綱 53 頁】〈固定資産税・都市計画税〉

- 社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る要件について、新興感染症発生・まん延時における医療に関する基準を加える見直しが行われた後も、現行制度と同様に、社会医療法人の一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を講ずる。

【税制改正大綱 57 頁】〈不動産取得税〉

- 社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る要件について、

新興感染症発生・まん延時における医療に関する基準を加える見直しが行われた後も、現行制度と同様に、社会医療法人の一定の不動産に係る不動産取得税の特例措置を講ずる。

【日本医師会税制改正要望】

- 救急医療等確保事業への新興感染症対応（6事業目）の追加に伴う社会医療法人に対する税制措置の拡充

【参考】 新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業に関する基準（厚生労働省「令和6年度税制改正の概要（厚生労働省関係）」より現時点案。今後、厚生労働省告示を改正。）

- 平時に都道府県との間で以下の全ての内容を含む協定を締結していること。
 - ①感染症法の規定に基づく流行初期医療確保措置の対象となる病床確保に係る協定
 - ②感染症法の規定に基づく流行初期医療確保措置の対象となる発熱外来に係る協定
 - ③災害派遣医療チーム、災害派遣精神医療チーム等を有し医療法及び感染症法の規定に基づく医療人材派遣に係る協定
- 新興感染症に対応する医療機関として、以下の機能を確保していること。
 - ①確保病床は酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること、発熱外来は発熱患者等専用の診察室の設置が可能であることのほか、新興感染症発生・まん延時における医療を行うために必要な施設、設備及び物資を有すること。
 - ②平時から、救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保していること。
- 毎年度、医療機関内で新興感染症対応に係る研修若しくは訓練の実施又は外部の機関が行う新興感染症対応に係る研修若しくは訓練に参加していること。

四 関連項目

(1) 賃上げ促進税制の延長・拡充

(所得税・法人税)

- 賃上げ促進税制（一定の要件を満たす賃上げを行った場合、賃上げ額の一定割合を税額から控除できる制度）について、診療報酬の「看護職員処遇改善評価料」や介護報酬の「介護職員処遇改善加算」は「給与等に充てるために他の者から支払いを受ける金額」として、減税対象の賃上げ額から除かれる取り扱いであったが、これらの加算等を財源とする賃上げ額についても、減税措置の対象とされることとなった。
- 赤字法人等でも 5 年間の繰越し控除が可能となる他、控除率の上乗せ等が改正される。
- 中小企業者等の賃上げ促進税制の概要（令和 6 年度改正）

		税額控除率		
		基本	上乗せ	
			【要件改正】 教育訓練費の 増加率 5%以上 等の要件	【新設】 子育て支援 (くるみん認定)、 女性活躍推進 (えるぼし認定) に関する要件
中小企業者等	賃上げ率 (雇用者全体の 給与総額増加率) +1.5%以上	雇用者全体の 給与増加額× 15%	+10%	+5%
	賃上げ率 +2.5%以上	同上× 30%		
	控除限度額	当期の法人税額等×20%を上限		
	【新設】繰越し控除	控除限度超過額は 5 年間の繰越しが可能 (繰越し控除をする年度においても賃上げが必要)		

※大企業、中堅企業に対する改正内容については記載を省略している。

(注) 中小企業者等とは（現行）

- ・出資金等の額が 1 億円以下の法人
- ・出資金等を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

【税制改正大綱 64-66 頁】 ※大企業、中堅企業に対する改正内容の記載を省略

○給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

（中略）

③ 中小企業向けの措置について、次の見直しを行い、控除限度超過額は5年間の繰越しができることとした上、その適用期限を3年延長する。

イ 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に税額控除率に10%を加算する措置とする。

ロ 当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はくるみん認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けた事業年度である場合に税額控除率に5%を加算する措置を加える。

（注）繰越税額控除制度は、繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り、適用できることとする。

④ 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととする。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

【参考】厚生労働省ホームページ

・くるみん認定、プラチナくるみん認定（「子育てサポート企業」の認定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/jisedai.pdf>

・えるぼし認定、プラチナえるぼし認定（女性の活躍に関する取組が優良な企業の認定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000594317.pdf>

(2) 個人版事業承継税制の個人事業承継計画の提出期限延長 (相続税・贈与税)

【税制改正大綱 50 頁】

- 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を 2 年延長する。

【参考】個人版事業承継税制の概要（現行）

1. 青色申告に係る事業（不動産貸付業等を除く）を行っていた事業者の後継者（注）として、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の認定を受けた者が、平成 31 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの贈与又は相続等により、宅地・建物等の特定事業用資産を取得した場合は、
 - ① その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、
 - ② 後継者の死亡等、一定の事由により、猶予されている贈与税・相続税の納税が免除される。

（注）平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限る。
2. この制度の対象となる「特定事業用資産」とは、先代事業者（贈与者・被相続人）の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたもの。
 - ① 宅地等（400 m²まで）
 - ② 建物（床面積 800 m²まで）
 - ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
 - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの（医療機器等も含む）
 - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・ その他一定のもの（貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）
3. 本制度を利用して納税猶予の適用を受けた個人立医療機関が、その後法人成りをした場合、個人事業の廃止となり猶予税額を納税しなければならないため、医療機関においては本制度の利用は限定的。

(3) たばこ税の税率の引上げ

(たばこ税・地方たばこ税)

- ・税制改正大綱の「令和6年度税制改正の基本的考え方」に以下の通り記載された。

【税制改正大綱21頁】

○ 屋外分煙施設等の整備の促進

望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。

【税制改正大綱25頁】

○ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和5年度税制改正大綱に則って取り組む。なお、たばこ税については、加熱式たばこと紙巻たばこの間で税負担の不公平が生じている。同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、3円／1本相当の財源を確保することとする。あわせて、令和5年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和6年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにするものとする。

以 上

令和6年度 税制改正の概要（厚生労働省関係） **（抜粋）**

令和5年12月

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)

1 大綱の概要

＜第三 検討事項＞ より抜粋

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

2 制度の内容

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税 (個人、医療法人、公益法人等)	特別法人 * 医療法人を含む	3.5% (約4.7%)	4.9% (約6.6%)	
	普通法人	3.5% (約4.8%)	5.3% (約7.3%)	7.0% (約9.6%)
	個人	5.0%		

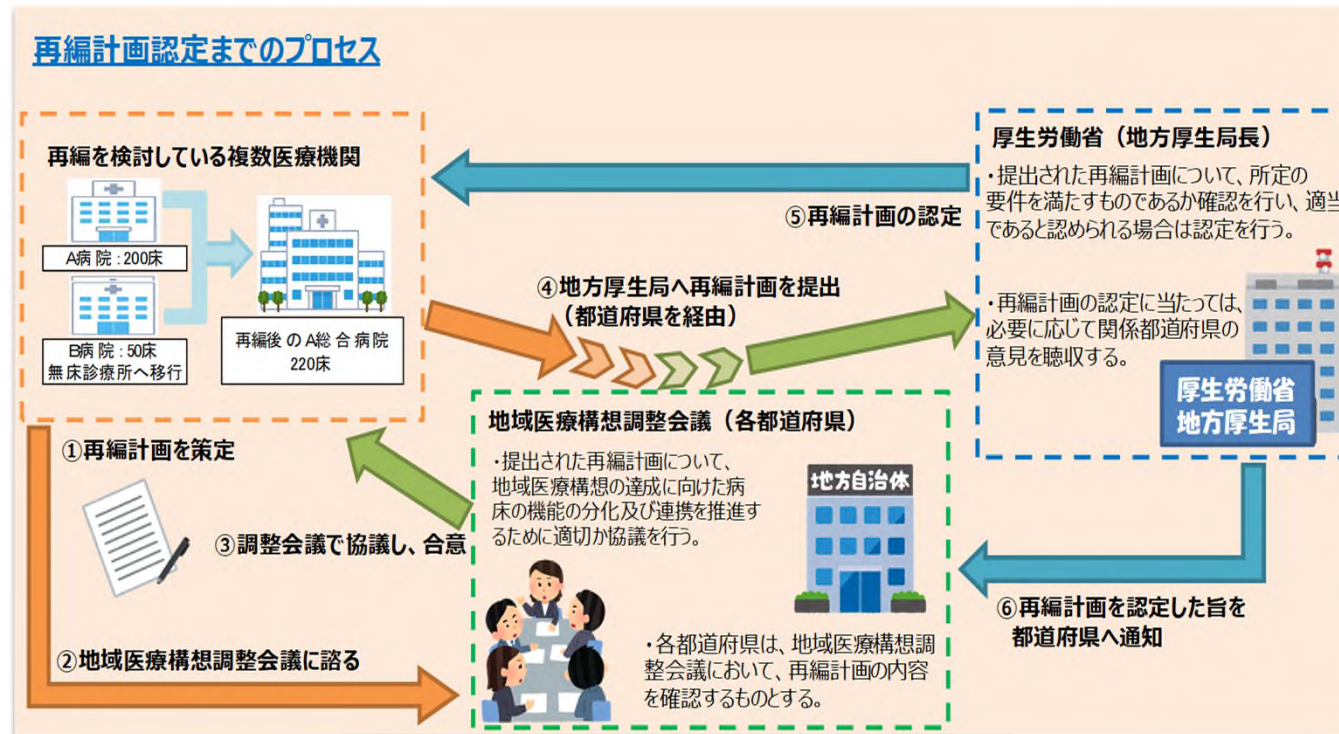
注 ()内の数字は、令和元年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「特別法人事業税」(事業税率に普通法人37%・特別法人34.5%)を合算した税率

1 大綱の概要

医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の軽減措置について、適用期限を2年延長する。

2 制度の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に規定する認定再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づき取得した不動産（用地・建物）に係る不動産取得税の課税標準について、価格の2分の1を控除する措置の適用期限を2年延長し、令和8年3月31日までとする。



社会医療法人が行う救急医療等確保事業の拡充に伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、不動産取得税、都市計画税、地方消費税、特別土地保有税)

1 大綱の概要

社会医療法人の要件について、医療法の改正により救急医療等確保事業に「新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業」が追加されたことに伴い、その事業に関する基準が新たに設定された後も、引き続き、社会医療法人が行う医療保健業を収益事業から除外すること等の措置を講ずる。

2 制度の内容

- ・社会医療法人は、地域医療に不可欠な救急医療等確保事業（救急、災害、へき地、周産期、小児）を一定以上担う公益性の高い医療法人である。今般、医療法（昭和23年法律第205号）の改正により令和6年4月1日から救急医療等確保事業に「新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業」が追加されることに伴い、社会医療法人の要件に当該事業に関する基準を追加する。
- ・当該追加の後も、社会医療法人を、医療保健業に係る法人税及び救急医療等確保事業の用に供する固定資産税等の非課税措置の対象とする。

・【**新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業に関する基準**】※現時点案。今後、厚生労働省告示を改正する。

- 平時に都道府県との間で以下の全ての内容を含む協定を締結していること。
 - ①感染症法の規定に基づく流行初期医療確保措置の対象となる病床確保に係る協定
 - ②感染症法の規定に基づく流行初期医療確保措置の対象となる発熱外来に係る協定
 - ③災害派遣医療チーム、災害派遣精神医療チーム等を有し医療法及び感染症法の規定に基づく医療人材派遣に係る協定
- 新興感染症に対応する医療機関として、以下の機能を確保していること。
 - ①確保病床は酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること、発熱外来は発熱患者等専用の診察室の設置が可能であることのほか、新興感染症発生・まん延時における医療を行うために必要な施設、設備及び物資を有すること。
 - ②平時から、救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保していること。
- 毎年度、医療機関内で新興感染症対応に係る研修若しくは訓練の実施又は外部の機関が行う新興感染症対応に係る研修若しくは訓練に参加していること。

改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等

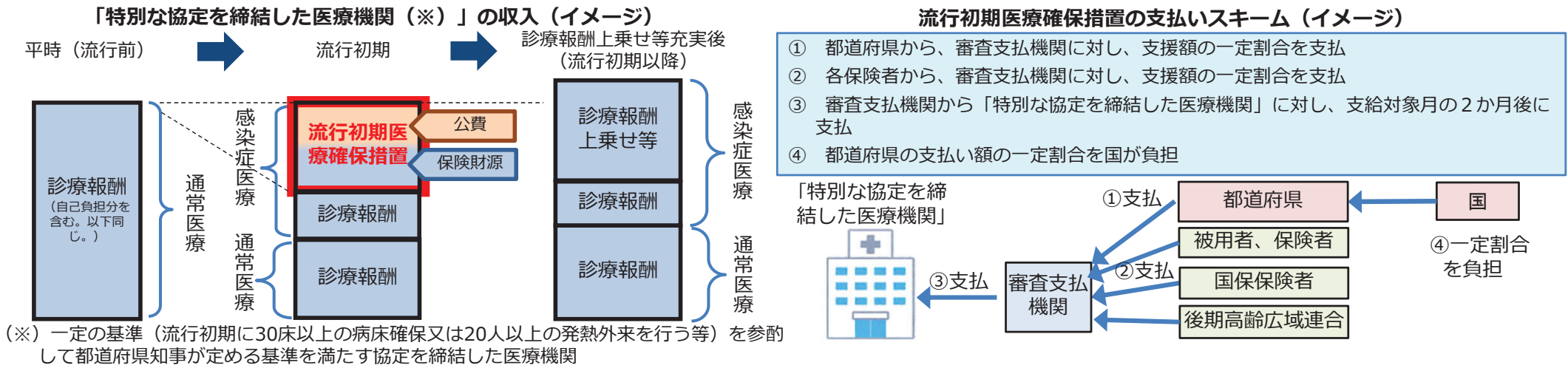
(所得税、法人税、相続税、贈与税、印紙税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税)

1 大綱の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、**流行初期医療確保措置に係る収入について社会保険診療報酬の所得計算の特例の対象となることを明確化する措置や事業税を非課税とする措置等を講ずることとする。**

2 制度の内容

<流行初期医療確保措置について>



・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) の改正に伴い、措置される流行初期医療確保措置に係る収入は、社会保険診療による収入の代替となるため、税制上で同様に扱うこととし、以下の措置等を講ずる。

関係する主な税制上の取扱	主な税目	関係条文	概要
社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置	事業税	地方税法第72条の23、第72条の49の12	社会保険診療の高い公共性を鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税が非課税とされており、流行初期医療確保措置に係る収入についてもその対象に加える。
社会保険診療報酬の所得計算の特例	所得税	租税特別措置法第26条第1項、第2項、第67条第1項	小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することにより、その経営の安定化を図り、地域医療に専念させることを目的として、社会保険診療につき支払を受ける金額について概算で経費を計上できる特例 (四段階税制) について、流行初期医療確保措置に係る収入がその対象となることを明確化する。
社会医療法人等の収入要件	法人税	医療法施行規則第30条の35の3等	公益性の高い医療等を一定規模以上行わせることを目的に、「社会保険診療に係る収入金額等 (自由診療等の金額を除く。) の合計額が全収入金額に対して100分の80以上であること。」の要件の「社会保険診療に係る収入金額」に流行初期医療確保措置に係る収入が含まれることを明確化する。
支払基金の源泉徴収義務	所得税	所得税法第204条	社会保険診療報酬支払基金が個人開業医に診療報酬を支払う際は所得税を源泉徴収しており、その対象に流行初期医療確保措置に係る収入を加える。
支払基金・国保連合会の作成文書の非課税措置	印紙税	印紙税法第5条第1項第3号、同法別表第3	社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会が作成した診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書は印紙税が非課税であり、流行初期医療確保措置に関する文書も非課税とする。

**令和6年度（2024年度）
経済産業関係 税制改正について
（抜粋）**

**令和5年12月
経済産業省**

（1-3）賃上げ促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後【措置期間：3年間】

改正前【措置期間：2年間】

大企業
※1

継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	両立支援 ・ 女性活躍 プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%
+4%	15%					
+5%	20%					
+7%	25%					

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%	+20%	5% 上乘せ	30%
+4%	25%			
-	-			
-	-			

中堅企業
※2

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	両立支援 ・ 女性活躍 プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%
+4%	25%					

中小企業
※3

全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+5%	10% 上乘せ	両立支援 ・ 女性活躍 くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%
+2.5%	30%					

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+10%	10% 上乘せ	40%
+2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越し税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。